

## 大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和2年9月25日（金）10時00分～10時50分

2 場 所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者

専門委員会委員：相原 嘉之 委員 乾 徹 委員 岩田三千子 委員

内井喜美子 委員 岡部 寿男 委員 近藤 明 委員

嶋津 治希 委員 西野 貴子 委員 西村 文武 委員

樋口 能士 委員 道岡 武信 委員 山本 芳華 委員

吉田 準史 委員 若狭 愛子 委員 若本 和仁 委員

大阪市：環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

(1) 会長の選出について

(2) 部会の設置について

(3) 大阪第6地方合同庁舎(仮称)ヘリポート設置事業環境影響評価準備書について（諮問）

(4) その他

## 5 議事録

【司会】 おはようございます。お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

本日は委員の方々をはじめ、皆様方におかれましては御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、事務局の中尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議はウェブ会議でございます。会議を進めるに当たりまして御留意いただきたい事項につきまして御説明させていただきます。

最初に、マイクでございますが、御発言いただくとき以外はオフにさせていただきますようお願いいたします。次に、御発言いただく際にはマイクをオンにいただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。また、本日の会議は環境局会議室におきましてウェブ会議画面の投影により公開にて行っております。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局理事兼エネルギー政策室長の堀井より御挨拶申し上げます。

【環境局理事兼エネルギー政策室長】 おはようございます、環境局理事の堀井でございます。

本日は新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点からウェブによる開催となりましたが、委員の皆様におかれましては、それぞれの場所から御多忙の中、環境影響評価専門委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から本市の環境行政の推進に多大なる

御指導、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る8月に委員の改選がございまして、新任委員として新たに7名の方をお迎えしております。新任委員の皆様には御就任いただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。また、再任いただきました委員の皆様には、引き続きお力添えを賜りますように、改めてお願いを申し上げます。

本日は、大阪第6地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価準備書につきまして御審議いただくこととしております。本事業は近畿圏で大規模な災害が発生しました際に、国の災害対策本部が設けられます大阪第6地方合同庁舎の屋上に専用ヘリポートを設置することにより、災害対応活動の機動性、迅速性の確保など、災害対策のさらなる充実を図るものでございます。昨今の自然災害の発生状況に鑑みますと、災害対策はますます重要性を増してきておりますが、その頻度が高まるにつれて、ヘリコプターによる騒音などの問題が懸念されるところでございます。このような影響を可能な限り低減し、災害対策と環境の両立を図ることが重要であると考えております。

委員の皆様方におかれましては、本事業がより環境に配慮したものとなりますよう御審議をいただきますことをお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

**【司会】** 本日の委員会につきましては、委員改選後、最初の会合でございますので、ここで本日御出席いただいております委員の皆様方を紹介させていただきます。

音声の確認を兼ねまして、お名前をお呼びさせていただきましたら、一言だけお返事をいただけるかと幸いです。

奈良大学文学部文化財学科准教授の相原嘉之委員でございます。

【相原委員】 奈良大学文化財学科の相原といいます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】 大阪大学大学院工学研究科教授の乾 徹委員でございます。

【乾委員】 大阪大学の乾と申します。よろしく願いいたします。

【司会】 摂南大学理工学部住環境デザイン学科教授の岩田三千子委員でございます。

【岩田委員】 岩田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】 大阪大谷大学薬学部薬学科助教の内井喜美子委員でございます。

【内井委員】 内井と申します。よろしく願いいたします。

【司会】 京都大学学術情報メディアセンター長の岡部寿男委員でございます。

【岡部委員】 京都大学の岡部です。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】 大阪大学大学院工学研究科教授の近藤明委員でございます。

【近藤委員】 近藤でございます。よろしく願いいたします。

【司会】 近畿大学理工学部社会環境工学科教授の嶋津治希委員でございます。

【嶋津委員】 近畿大学の嶋津です。よろしく願いいたします。

【司会】 大阪府立大学大学院理学系研究科生物科学専攻助教の西野貴子委員でございます。

【西野委員】 大阪府立大学の西野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】 京都大学大学院工学研究科准教授の西村文武委員でございます。

【西村委員】 京都大学の西村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 立命館大学理工学部環境都市工学科教授の樋口能士委員でございます。

【樋口委員】 立命館大学の樋口でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿大学理工学部機械工学科准教授の道岡武信委員でございます。

【道岡委員】 近畿大学の道岡です。よろしくお願いいたします。

【司会】 平安女学院大学国際観光学部国際観光学科准教授の山本芳華委員でございます。

【山本委員】 山本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪工業大学工学部機械工学科教授の吉田準史委員でございます。

【吉田委員】 大阪工業大学の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

【司会】 京都産業大学法学部法政策学科准教授の若狭愛子委員でございます。

【若狭委員】 京都産業大学の若狭です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪大学大学院工学研究科准教授の若本和仁委員でございます。

【若本委員】 若本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 なお、本日は御欠席されていますが、京都大学経営管理大学院の山田忠史教授が委員に御就任していただいておりますことを、この場をお借りいたしまして御紹介させていただきます。

本日は以上の15名の委員の皆様にご出席をいただき、大阪市環境影響評価専門委員会規

則第5条第2項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、本市からの出席者を御紹介いたします。

開会の御挨拶をいたしました、環境局理事兼エネルギー政策室長の堀井、環境管理部長の池上、環境影響評価連絡会の7部局から関係課長が出席しております。また、後ほど諮問させていただく予定の大阪第6地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業の事業者様にも御出席いただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にメールにてお送りしております次第から始まる資料と、郵送にてお送りしております大阪第6地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価準備書並びに要約書でございます。お手元にごございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず議題の1つ目、会長の選出についてお願いいたしたいと存じます。

大阪市環境影響評価専門委員会規則第2条第1項の規定により、会長は委員の互選により定めらるることとなっておりますが、いかがさせていただきますでしょうか。

**【道岡委員】** 近畿大学の道岡ですけれども、よろしいでしょうか。長年委員を務められ、当専門委員会に御尽力いただいている近藤委員に引き続き会長をお願いしてはどうかと思っておりますけれども、皆様、どうでしょうか。

**【司会】** ありがとうございます。御意見等はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【司会】 特にならなければ、近藤委員に会長をお願いしたいと存じます。近藤委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

【近藤委員】 分かりました。引き続き受けたいと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

引き続きまして、会長職務代理の指名に移らせていただきます。

環境影響評価専門委員会規則第2条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっております。近藤会長に御指名をお願いしたいと存じます。

【近藤会長】 そうでしたら、会長職務代理は樋口委員をお願いしたいと思いますが、皆様方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【司会】 ありがとうございます。

それでは、樋口先生、よろしいでしょうか。

【樋口委員】 分かりました。お受けいたします。近藤会長の補佐をさせていただきます。よろしく申し上げます。

【近藤会長】 樋口委員、よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事につきましては近藤会長にお願いいたします。

【近藤会長】 それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますので、皆様、よろしくをお願いいたします。

では、2つ目の議題であります部会の設置についてですが、環境影響評価専門委員会規則第4条第1項の規定により、会長が部会を設置できることとなっています。部会の設置について事務局から御説明をよろしくをお願いいたします。

【事務局】 では、事務局から部会の設置につきまして、その設置（案）を御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料4ページでございます。部会構成（案）を御覧いただけますでしょうか。

部会につきましては、これまでと同様に12の専門分野ごとに設置をいたしまして、技術的、専門的な事項について御審議をいただきたいと考えてございます。

まず総括部会でございますが、近藤会長、樋口会長職務代理、山本委員、若狭委員に御担当いただきたいと考えてございます。次に、大気部会でございますが、近藤会長、道岡委員、本日御欠席でございますが、山田委員。また、水質廃棄物部会でございますが、乾委員、嶋津委員、西村委員に御担当いただきますように考えてございます。騒音振動部会でございますが、山田委員、吉田委員に、また、地盤沈下部会には乾委員、悪臭部会は樋口会長代理に御担当いただき、日照障害部会には岩田委員、電波障害部会には岡部委員にそれぞれお願いしたいと考えてございます。

陸生生物部会には西野委員、水生生物部会には内井委員に御担当いただき、景観部会には若本委員、文化財部会には相原委員にお願いしたいと存じます。

なお、本日御欠席されています山田委員につきましては、それぞれ御担当いただく部会について御内諾を頂戴しておりますことを申し添えます。

事務局（案）でございますが、以上でございます。御審議お願い申し上げます。

【近藤会長】 ただいまの御説明いただきました部会構成の事務局（案）につきまして、私としては特段問題ないかと考えています。何か特に御意見ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

【近藤会長】 よろしいでしょうか。特にないようですので、委員の皆様には各部会において積極的な御議論をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、議題の2つ目はこれで終わりにさせていただきます、続きまして議題の3つ目といたしまして、「大阪第6 地方合同庁舎（仮称）へリポート設置事業環境影響評価準備書について（諮問）」となっておりますので、大阪市からの諮問を受けたいと思います。

【環境局理事兼エネルギー政策室長】 それでは諮問をさせていただきます。

大阪市環境影響評価専門委員会 会長、近藤 明様 大阪市長 松井一郎

大阪第6 地方合同庁舎（仮称）へリポート設置事業環境影響評価準備書について（諮問）

標題について、大阪市環境影響評価条例第20条第2項の規定に基づき、貴専門委員会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【近藤会長】 ただいま市長から、大阪第6地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価準備書につきまして諮問を受けたところでございます。

委員の皆様にはこれから御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、当準備書の内容について事業者から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事業者】 皆様、おはようございます。本事業の事業者でありますPFI大阪第6合同庁舎株式会社の田中と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして本委員会へ御参加くださいます。誠にありがとうございます。

また、PFI事業として整備運営をすることになっております大阪第6地方合同庁舎（仮称）整備等事業の進捗等に対して御理解、御協力をいただいておりますことにつきまして、重ねてお礼を申し上げます。

それでは、この大阪第6地方合同庁舎（仮称）につきましては、国の施設になるわけですが、国と弊社、事業者との関係も含めまして、事業者間の構成等について簡単に説明を申し上げたいと思います。

まず、その前に国が公共事業を行う場合に、これまでの一般的な従来型の公共事業のやり方とPFI事業のやり方の違いについて簡単に御説明をしたいと思います。

まず従来型、一般型で公共事業を行う場合に、国は、例えば設計業務については設計事務所に

発注する、建設業務については建設会社、ゼネコンに発注する等、各業務、個別ばらばらに発注をして、それらの各業務の調整も国なり公共体が行ってきたんですけれども、P F I 事業の場合は、それらの設計業務や建設業務、維持管理業務等を一括して民間事業者側に発注するという形態を取っております、その上、各業務間の調整も民間事業者側に委ねることによって、民間事業者の創意工夫を引き出そうというのがP F I 事業の大きな特徴でございます。

今、画面でスライド共有させていただいておりますけれども、こちらがP F I 事業の基本スキームとなっております、本事業の場合は公共体に当たるのが国になりますけれども、国が設計業務、建設業務、維持管理業務、運營業務等を一括して発注するに当たりまして、国との契約相手方として設立された特別目的会社S P C、弊社、P F I 大阪第6合同庁舎株式会社でございます。なお、P F I 大阪第6合同庁舎株式会社は、例えば建設業務を大林組へ請負契約を締結すると、各業務を委託する企業に対してそれぞれ業務委託等を行っております。

以上が国と弊社との関係性等についての説明となります。

**【事業者】** それでは、環境影響評価準備書の内容を説明します。私、この環境影響評価準備書の手続を担当させていただきました応用技術株式会社の廣澤と申します。よろしくお願いたします。

お手元に用意されています要約書に従いまして事業のほうを御説明したいと思います。

めくって、1 ページ目のほうから順番に御説明させていただきます。

まず、はじめにというところでございますが、こちらは先ほどからお示しさせていただきます

ように、このたびこのヘリポート設置事業について環境影響評価方法書に対して述べられた大阪市長意見を踏まえて、環境影響評価準備書を取りまとめましたということについて述べております。

続きまして、事業目的及び概要でございますが、この事業は、災害等が発生した場合に、国土交通省の近畿地方整備局の拠点となります大阪第6 地方合同庁舎（仮称）の庁舎屋上に非公共用の専用ヘリポートを設置することにより、機動性、迅速性を確保した災害対応活動を目的とするものでございます。今回計画しているヘリポートを設置することによりまして、防災ヘリコプターと災害対応の中核である災害対策本部が設けられる大阪第6 地方合同庁舎が直接接続されることになりまして、必要な人員等の搭乗が迅速かつ的確に行えるようになるため、災害対応活動のさらなる充実を図ることが可能となります。

そのヘリポートの種類、規模は下の表に示しております。位置といたしましては、大阪市中央区大手前3丁目3番の10、11、12、17の辺りですが、これが大阪第6 地方合同庁舎の屋上となっております。面積は3,600平米。飛行場の種類、種別、規模ですが、陸上ヘリポート（屋上型）で、非公共用のヘリポートとなります。また、飛行場の規模としては、着陸帯の面積が約580平方メートルでございます。この飛行場の規模として、着陸帯、滑走路、共に長さ、幅、24メートルという規模になっております。

その次の使用予定機種ですけれども、AW139と412EPというものを記載しております。ここで今年3月に提出させていただきました方法書のほうでは、こちらに3機種記載しておりました。

ただ、その中の最大機種でありましたA S 332 L 2 という機種がありましたが、そちらが令和元年度のほうで故障いたしまして、使用不能となり、今回、更新予定となりましたので使用予定機種から削除させていただいております。

また、そこに使用する地方整備局等と書かせていただいておりますが、近畿とあります。第6地方合同庁舎には国土交通省近畿地方整備局が入りますので、基本的には通常使用する機種としては、このAW139が近畿地方整備局が運用するヘリコプターとなります。

また、離着陸回数につきましては、最大で年間200回程度、災害等の発生状況により変更となる可能性はあります。運用時間としては24時間運用可能としております。原則として日の出から日没までとさせていただいております。また工事期間は約5か月、令和4年度に供用開始する予定と考えております。

次のページ移りまして、(1) 施設計画ですけれども、この計画ヘリポートには、着陸帯のほか附帯施設として風向指示器、脱落防止施設、燃料流出防止施設、消火施設、これらを整備いたします。また、計画ヘリポートの周辺には、航空法第2条によりまして航空機が安全に離着陸を行うため、障害物のない一定の広さを持つ空間、安全表面と申しますが、こちらの確保が義務づけられております。

運用計画ですけれども、現在、この国土交通省近畿地方整備局では、八尾空港を拠点にヘリコプターによる自然災害や重大事故等の情報収集活動を行っております。この計画ヘリポートになりますと、このうち災害発生時等の初動調査（災害対応調査）のためにこちらを使用させていた

できます。

供用後の年間離着陸回数は、過去の八尾空港での離着陸回数の実績を基に、このヘリポートでの離着陸訓練を含めまして、最大で年間200回程度と想定しております。

飛行ルート及び高度でございますが、計画ヘリポートにおけるヘリコプターの運航は、大阪城または西側高層マンション等を避ける必要があることから、次のページになりますけれども、図1、事業計画地の位置等、描いておりますが、そちらに示しますように、北側及び大阪城公園の外堀沿いの東側にその計画ヘリポートや進入平面を設けまして、そちらから大阪城公園の上空等で周回して、各方面に飛行していくというルートを想定しております。

また、安全対策といたしまして、この計画ヘリポートの運用に際して、安全性を確保するため、航空法に定められた安全施設の設置を行うとともに、ヘリポート運用のための管理規程を制定いたします。また、離着陸できる気象条件や利用できるヘリコプターなどについて適切な管理ができるようにします。

また、こちら、計画ヘリポート設置いたしますが、こちらでは燃料の補給は行いません。また、計画ヘリポートの完成後も機体の格納ですとか保守整備、運用については、現在と同様に八尾空港、こちらのほうを基地として運用させていただきます。

ページめくっていただきまして、3ページのほうに先ほど申しました図1がついております。上のほうに事業計画地の位置、大阪城の西側のほうの府警本部の隣になりますけれども、そちらの位置と。あとその東側、西側に安全表面ということで、こちらの方向から離着陸させていただ

くという計画にさせていただいております。

その下のほうには平面図と西側立面図ということで、左側は平面図、屋上の平面図ですけれども、上のほうにありますところが計画ヘリポートになっています。西側立面図に示しますように、屋上に鉄骨で計画ヘリポートを設置すると。地上からの高さは76.4メートルと計画しております。

以上が計画となっております。

続きまして、環境影響評価実施内容の概要について御説明いたします。

環境影響評価項目ですが、まず、先ほども申しましたように、ヘリコプターの運用ということでありまして、本事業の実施により影響を受けると考えられ、また環境影響評価において調査・予測・評価を行う必要がある項目といたしまして、航空機の運航に伴う騒音及び低周波音を選定いたしました。この下の表に示したとおりでございます。

また、(2) 現況調査の手法といたしましては、選定した環境影響評価項目につきまして、既存資料の収集・整理及びヘリコプターの試験飛行を伴う現地での状況把握、現地調査を実施することにより、事業計画地周辺の現況を把握いたしました。

続きまして、予測、評価の手法でございますが、この事業の実施が周辺地域への環境に及ぼす影響につきまして、環境影響評価項目に応じまして数値計算によるシミュレーションにより予測評価を行いました。

評価は、大阪市環境影響評価技術指針に基づき、以下の3つの観点から行うこととしております。航空機騒音に係る環境基準についてを満足すること。大阪市環境基本計画の目標の達成と維

持に支障がないこと。環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていることでございます。

また、予測における予測地点といたしましては、その下の図2に示しておりますが、計画地周辺及びその飛行ルート周辺の最も影響を受けると考えられる保全対象施設等を選定いたしまして、こちらで予測評価を行っております。

続いて、その環境影響予測の結果について御説明いたします。

まず1番目、騒音ですけれども、施設の利用による影響といたしまして、ヘリコプターの運航に伴う騒音レベルは、時間帯補正等価騒音レベルで計算いたしまして、各予測地点で39から56デシベルとなりまして、環境基準値、57デシベルまたは62デシベル以下、これを下回ると予測されます。

続いて、低周波音ですけれども、施設の利用による影響ですが、ヘリコプターの運航に伴う低周波音のG特性音圧レベルは、1地点を除き感覚閾値の100デシベル以下と予測されます。

また着陸時の周波数分析結果を基に周波数別の音圧レベルを予測した結果、建具等のがたつき閾値及び圧迫感・振動感を感じる値、これを上回る周波数があり、建具等のがたつきや圧迫感・振動感を感じる可能性はありますけれども、継続時間が短いこと、また発生頻度が少ないことなどを勘案いたしまして、著しい影響はないものと予測されます。

こちらの予測の結果を基に評価の結果を説明させていただきます。

騒音、低周波音について、予測結果は以上のとおりでございますが、以下の環境の保全及び創

造のための措置を講じることから、ヘリコプターの運航に伴う騒音及び低周波音は、周辺地域の環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮されていると評価させていただいております。

続いて6番目、環境の保全及び創造のための措置でございます。こちらは本事業の実施に当たりまして、環境への影響を軽減するため、環境の保全及び創造のための措置を以下のとおり講じる予定でございます。

まず、環境保全計画としまして、ヘリポートの運用時間を原則として日の出から日没までとするほか、ヘリコプターの待機時間の短縮に努めるなど、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮いたします。

また、工事計画として、環境の保全及び創造のための措置といたしまして、建設機械の稼働や工事用関連車両が周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮いたします。

以上が環境の保全のための措置でございます。

最後に、今回、方法書についていただいた御意見と事業者の見解について御説明いたします。

大阪市環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づきまして、この大阪第6地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価方法書に関する市長意見と、これに対する事業者の見解を下の表に示させていただいております。

市長からいただきました意見としまして、全般的事項として、事業計画地及び飛行ルート周辺の環境保全施設への騒音による影響を低減するため、ヘリコプターの飛行高度やルート、運用方

法等について十分に検討を行い、その内容を準備書に記載することという御意見をいただいております。

事業者の見解といたしましては、計画ヘリポートの南側及び西側は密集市街地となっており、その上空を飛行することは避けるため、北側及び東側から離着陸するように安全表面や飛行ルートを設定しております。また、ヘリコプターが安全に離着陸できる範囲内で、住居、学校、病院等の建物から離れたルート、例えば東側の大阪城外堀の上空等、こちらを飛行いたします。

また、北側の安全表面の下に環境保全施設が存在することから、安全性に配慮しながら速やかに飛行高度を上昇させ、飛行ルートとの距離の確保に努めてまいります。

なお、ヘリポートでの離着陸を離着陸訓練や災害発生時の初動調査に限定するとともに、ヘリコプターの運用時間を原則として日の出から日没までとし、待機時間の短縮に努めるなど、事業計画地及び飛行ルート周辺の環境保全施設への騒音による影響の低減に努めてまいります。

続いて、騒音・低周波音に関する市長の御意見ですけれども、予測地点について、調査地点と同じとしているが、飛行ルート周辺における環境保全施設の立地状況を踏まえ地点を追加することという御意見をいただいております。

これに対しましては、予測地点について調査できなかった中高層の環境保全施設を加えるとともに、各飛行ルート周辺における環境保全施設の立地状況を踏まえて予測地点を追加いたしました。

以上が事業者の見解でございます。

この大阪第6地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価準備書に関して、御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**【近藤会長】** どうもありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの御説明について、委員の皆さんから何か御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。ウェブでの開催ですので、発言する前にはお名前を言っていただくと幸ひでございます。よろしくお願ひいたします。どなたか御意見ございませんでしょうか。

では、私のほうから少し確認させていただきたい点があるんですが、運用は日の出から日没ということになっているわけですが、当然、災害等が出てきた場合には夜間等も使われるということもあると思いますし、あと、何か定例的というか、定期的に使用というようなことがあるんでしょうか。そこら辺についての運用について、少し分かる範囲で説明していただければと思います。よろしくお願ひします。

**【事業者】** 応用技術の廣澤からお答えさせていただきます。

御質問の内容としましては、運用時間、日の出から日没となっているところに関して、実際、夜間等についてはどのように使うのかということと、定期的にこちらを利用するというようなことがあるのか、という御質問と考えております。

まず、日の出から日没に関して、夜間も使うのではないのでしょうかというお話に関してですけども、基本的には今まで八尾空港のほうで運用されておまして、そちらのヘリコプターを今回、迅速性を確保するために計画ヘリコプターに寄って調査員をピックアップして目的地に行く

という運用で計画しております。その八尾空港での実績も見させていただいたところ、日の出から明るいうち、太陽の日が通って有視界飛行できるという状況でしか飛んでいないということもありますので、こちらのヘリポートでもそういった形で日の出から日没までの明るい時間帯で飛ぶということで計画しております。

もう一点、定期的を使うのかということに関してですけれども、基本的には定期的にこちらのほうに飛んでくるということはないんですけれども、ヘリコプターを運用するに当たりまして、この計画ヘリポートが市街地等にあるということもあって、離着陸の訓練を実施する必要があるということで、年間に離着陸回数で20回程度になりますけれども、特に災害等がなくても、その離着陸訓練のために飛行が行われる計画でございます。

**【近藤会長】** どうもありがとうございました。

そうでしたら、ほか、委員の皆さん方、何かございませんでしょうか。

**【樋口委員】** 立命館大学の樋口です。

教えていただきたいんですけれども、低周波音のところ、建具等のがたつき閾値という言葉が出ていまして、準備書のほうの117ページ、118ページに恐らくそれを示すのであろう図があるんですけれども、少し読み方が分からないので、まず、がたつき閾値というものの定義とこの図の読み方を教えていただければと思います。お願いいたします。

**【事業者】** 応用技術の廣澤より御回答させていただきます。

準備書のほうの117ページ、118ページの図を見ていただいているというところですので、そち

らの図のほうで御説明いたします。

こちらが環境庁のほうで昔、調査されています建具、その図の中に描いてあるように、障子や雨戸、サッシ等、どの程度の周波数の低周波音で、どの程度のレベルでがたつきし出すかというところをプロットした図になっています。この中に斜めに線が入っておりますが、こちらがその中でがたつき出したラインの最低の部分をつなげたラインになっておりまして、このラインを上回るとがたつき可能性があるといったところを示す閾値がこのラインというふうに考えております。こちらのほうについては、この今の図については一般環境中ですので、それより大分低い値になっていると。下のほうに丸とか三角で示していただいておりますが、こちらが現在の低周波音のレベルでして、こちらについては、その閾値を随分下回る値になっているという形です。

**【樋口委員】** 再度確認させていただきたいんですけども、この閾値の上のほうにプロットされているのは、今回の予測値や実測値とかではないということですね。

**【事業者】** そうですね、この117ページ、118ページは一般環境中の調査結果を示しております、予測結果で申しますと、132ページ、133ページのほうに記載がございます。

**【樋口委員】** こちらですね、分かりました。

**【事業者】** こちらが予測結果となっております。この結果が、がたつき閾値のラインをちょっと超えている周波数帯があるというところがございます。

**【樋口委員】** この斜めの線を超えているところが、ほんのちょっと、いわゆる閾値を超えているという理解ですね。

【事業者】 はい、そういう理解でお願いいたします。

【樋口委員】 ありがとうございます。

【近藤会長】 ほか、何かございませんでしょうか。

【乾委員】 乾ですけれども、教えていただいてもよろしいですか。

現地調査の考え方で、試験飛行については実際飛ばされたということで分かったんですけれども、待機時騒音を舞洲のヘリポート内でやられたということで、実際この評価と、この当該予定地の評価との関係性が十分読み取れなかったので教えていただきたいんですけれども、お願いいたします。

【事業者】 応用技術の廣澤からお答えいたします。

おっしゃるように試験飛行は現地でヘリコプターを飛ばして調査させていただいております。待機時の調査といたしましては、舞洲のヘリポートで実際にそこにヘリコプターを止めて、そこで測定しております。今回それらの測定したデータを基に、騒音発生源を計画地のヘリポートのところにあるものとして将来の予測数値を計算しております。よって、舞洲ヘリポートでは原単位を調査させていただいたという形で考えております。

【乾委員】 距離減衰とかを実際このサイトに当てはめて、推定をされているという理解でよろしいですかね。

【事業者】 そうですね、そのとおりです。

【乾委員】 では距離とかもきちんとヘリポートで換算されているという理解ですね。はい、承

知しました。

【事業者】 そのとおり、舞洲ヘリポートではパワーレベルの原単位を算出しまして、それをヘリポートに設置して、それぞれの距離減衰から計算させていただいているという形です。

【乾委員】 ありがとうございます。

【近藤会長】 ほか、何かございませんでしょうか。どなたか、よろしいでしょうか。そうしましたらこれ以上、御意見がないようですので、議題3につきましては以上で終了させていただきたいと思います。

事業者の皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、議題の4つ目の「その他」といたしまして、今後の審議の進め方について事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 では、本案件についての今後の審議の進め方でございますが、本日の諮問以降、総括部会並びに騒音振動部会におきまして御検討を進めていただきたいと考えてございます。

事務局といたしましては、11月中旬を目途に御答申を賜ればと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【近藤会長】 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から御提案のありました進め方の内容、あるいは会議全般を通じまして、何か御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【近藤会長】 そうでしたら、特に御意見がないようですので、本日の議事につきましては以上で終了とさせていただきます。

では、事務局のほうにマイクをお返ししますので、よろしくお願いいたします。

【司会】 本日は近藤会長をはじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところ御審議賜り、誠にありがとうございました。

これをもちまして本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。